

管内の貨物自動車運送業者に対して、労務管理や安全管理等を周知するための説明会を実施しました

奈良労働基準監督署

管内の貨物自動車運送業者に参加を呼びかけ、令和8年6月8日に、奈良労働局地下会議室において、説明会を実施しました。当該説明会では、時間外労働の上限規制や改善基準のほか、基本的な労務管理や労働災害防止等について説明を行いました。

以下に、当該説明会における配付資料の一部を掲載しておりますので、業務の参考にしてください。

1 説明内容の概要

1. 自動車運転者に関する時間外労働の上限規制等について
奈良労働基準監督署 第一方面主任監督官 福島 健
2. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について
奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 田中 敦美
3. 近年における物流関係法令の改正とトラック・物流Gメンの概要
国土交通省 近畿運輸支局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門
運輸企画専門官 東 晃一郎
4. 運送業における労働災害防止について
奈良労働基準監督署 安全衛生課長 榎 俊太郎
5. ハラスメント対策について
奈良働き方改革推進支援センター 社会保険労務士 江崎 まり
6. ストレスチェックの進め方について
奈良産業保健総合支援センター 副所長 上林 純
7. 同一労働同一賃金について
奈良労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官 赤土 友洋

2 当日の様子

当日は、39名の方に参加いただきました。各説明の状況は、以下(1)～(7)のとおりです。

- (1) 奈良労働基準監督署の福島第一方面主任監督官からは、36協定の上限規制や適正な運用等について説明を行いました。



- (2) 奈良労働局 労働基準部 監督課の田中指導員からは、自動車運転者の改善基準告示等について説明を行いました。



- (3) 国土交通省 近畿運輸支局 奈良運輸支局 の東専門官からは、近年における物流関係法令の改正とトラック・物流 G メンの概要等について、説明を行いました。



- (4) 奈良労働基準監督署の榎安全衛生課長からは、転倒災害や高齢者の労働災害防止、熱中症対策等について説明を行いました。



- (5) 奈良働き方改革推進支援センターの江崎社会保険労務士からは、ハラスメント対策について説明を行いました。



- (6) 奈良産業保健総合支援センターの上林副所長からは、今後ストレスチェックが義務化されることを踏まえ、ストレスチェックの進め方のポイントについて、説明を行いました。



- (7) 奈良労働局 雇用環境・均等室の赤土指導官からは、同一労働同一賃金の考え方や今後の法改正等について説明を行いました。



3 配付資料

- (1) パワーポイント「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」
- (2) パンフレット「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」
- (3) パワーポイント「近年における物流関係法令の改正とトラック・物流 G メンの概要について」
- (4) リーフレット「トラック・物流 G メン活動中！」
- (5) リーフレット「改正トラック法が施行されます」
- (6) パワーポイント「運送業における労働災害防止について」

- (7)リーフレット「熱中症関係資料」
- (8)リーフレット「高年齢者指針周知用リーフレット」
- (9)リーフレット「令和8年度安全週間リーフレット」
- (10)パワーポイント「パワーハラスメントのない職場づくりを」
- (11)パワーポイント「ストレスチェック制度の導入と進め方」
- (12)パンフレット「正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差は禁止されています」
- (13)リーフレット「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」
- (14)リーフレット「令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！」
- (15)リーフレット「賃金引き上げの支援策」厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

4 問合せ先(奈良労働基準監督署)

- ・ 労働条件(労働時間、残業のことなど) 監督係(0742)23-0435
- ・ 安全衛生(労働災害防止の取組など) 安全衛生課(0742)85-6444
- ・ 労災保険の手続き 労災課(0742)85-6445